

「指定都市サミット in 北九州」の開催結果について

指定都市市長会（会長：久元 喜造 神戸市長）は、11月9日（水）、「指定都市サミット in 北九州」を開催し、次の要請等を採用しました。

また、小倉子ども政策担当大臣と意見交換を次のとおり行いました。

《採用した要請等》

- (1) With コロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請
- (2) 障害者の計画相談支援の充実に向けた指定都市市長会提言
- (3) 誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けた指定都市市長会提言
- (4) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の改善に関する指定都市市長会要望
- (5) 持続可能な救急医療体制の確保に向けた指定都市市長会要望
- (6) 教師不足対応に関する指定都市市長会要請
- (7) 多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 要請文等の日付が空欄になっていますが、要請活動当日の日付を記載して省庁等へ提出する予定です。

《小倉子ども政策担当大臣との意見交換》

こども家庭庁設置に向けた取組について、小倉子ども政策担当大臣から説明があり、その後、意見交換を実施しました。

今後も引き続き、国と指定都市が連携し、課題解決に取り組んでいくことを確認しました。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

With コロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関する 指定都市市長会要請

新型コロナウイルス感染症は、世界的に減少傾向にあり、我が国においても行動制限や入国制限が緩和・撤廃されるなど、コロナ禍前の日常に戻りつつある。

一方で、未だ収束は見通せず、この冬は、季節性インフルエンザがオーストラリア等のように流行することや、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されているところである。

このような中、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日政府対策本部決定）に基づく感染拡大防止と社会経済活動の両立を一層強固にするための取組を進めるためには、国民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、With コロナに向けたロードマップをわかりやすく示す必要がある。

これまで指定都市市長会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく道府県知事の権限・財源や、ワクチン流通等の調整に関する権限の希望する指定都市の市長への移譲、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付などについて、繰り返し要請・提案を行ってきた。

指定都市は再度の感染拡大に備え、引き続き、感染症危機に対峙する最前線の地方自治体として感染症危機に備えながら、With コロナに向け、国や道府県、関係機関・団体等と緊密に連携して、社会経済活動の活性化にも全力で取り組んでいく所存である。

そこで、繰り返し行ってきた要請・提案の実現に加え、With コロナに向けた新型コロナウイルス感染症対策に関して、指定都市市長会として以下のとおり要請する。

1 実効性のある出口戦略の早急な提示

これまでの新型コロナウイルス感染症対策で得られた科学的根拠や専門家等の所見に基づき、感染拡大防止と社会経済活動が整合した療養期間の考え方や、感染症法上の取り扱い等、抜本的な対策の見直しを行うとともに、各圏域の社会経済活動の中心部において最前線で感染症対策を担う指定都市の意見を十分に踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動が両立する出口戦略について、具体的なロードマップとともに早急に提示すること。また、効率的・安定的・広域的な保健医療提供体制の整備に向けては、国と地方自治体、医療機関と高齢者施設等の適切な役割分担に沿った体制となるよう留意し強化を図るとともに、その体制整備に必要な財政支援を講ずるなど実効性を担保すること。

2 基本的な感染防止対策の徹底等

With コロナにおいては、行動制限によらない自主的な防疫行動が特に重要となることから、科学的知見等のエビデンスに基づき、3つの密の回避やマスク着用の考え方、手指消毒、換気等の基本的な感染防止対策の徹底を国民等に分かりやすく呼び掛けること。また、全数届出の見直し等により、保健所からのプッシュ型の健康観察等の対象外となる感染者が増えていくことから、療養時の過ごし方はもとより、各家庭におけ

る感染に備えた解熱剤等の医薬品や食料品等の備蓄について、地方自治体と連携して広く呼び掛けること。

3 季節性インフルエンザとの同時流行への対応

国内でも例年より早い時期に季節性インフルエンザが流行することも懸念されることから、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行も想定し、保健医療体制の強化・重点化を進めていくことに加え、検査体制の強化を図るため、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットが必要な市民に行きわたるよう安定的な供給を維持することはもとより、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを同時に検出できる抗原定性検査キットを十分に確保し、大都市に対しても確実に供給できる体制を整えること。

4 ワクチン・治療薬の確保等

国において十分な量のワクチンや経口薬の供給量を確保するとともに、将来にわたり安定的な供給を可能とするため、特に国産ワクチンの研究開発・生産体制への支援等について、引き続き強力で推進すること。また、これまでのワクチン接種の実施においては、国の方針決定から相応な準備時間が必要であるにもかかわらず、地方自治体に対して短期間での早期開始を求めており、今後、制度改正や変更、実施、終期等の設定等を行う場合には、必ず十分な準備期間を確保すること。

さらに、これまでも接種間隔や接種対象者などの変更にあたって、国から地方自治体への情報提供が後手に回った結果、市民が混乱し、医療現場に負担をかける状況が生じたほか、地方自治体の準備事務の負担増や非効率にもつながったことから、接種間隔や対象者などの基本的な方針について、やむを得ず変更を行う場合には、具体的な情報をできるだけ早い時期に提供すること。

5 With コロナに対応した財政措置の実施

引き続き、地方自治体が感染防止対策や生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付などにより地域の実情に応じて必要とされる額の財政措置を確実に行うとともに、交付金の翌年度への繰越を認めるなど、柔軟かつ効果的な運用を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症による影響のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、長期間にわたって市民生活や地域経済に大きな影響が生じている状況や、地方自治体の内部管理経費が増大している状況を踏まえ、令和5年度の財政措置についても確実に講ずること。

なお、交付金等の算定にあたっては、人口や経済活動の集積などにより生じる大都市の財政需要に十分配慮すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

障害者の計画相談支援の充実に向けた指定都市市長会提言

令和4年10月の「社会保障審議会障害者部会資料」によると、障害者は全人口の約9.2%（約1,160万人）に上ると推計され、平成23年版障害者白書で発表された6%（約742万人）に比して年々増加しており、障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、一人ひとりが日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結び付けるための支援は、ますます重要性を増している。

令和4年6月の社会保障審議会障害者部会の報告書においても、計画相談支援をはじめとする相談支援の質の向上のため、人員体制や運営状況などの実情を踏まえた実効ある方策の検討の必要性が提言されており、国は、持続可能な質の高い障害福祉サービスの強化に向けた検討を重ねている。

計画相談支援は、障害者の生活全般を支え、中立・公平性を保ちつつ質の高いサービス提供が求められる重要なサービスであるにもかかわらず、支援業務のうち、かなりの比重を占める日々の相談業務については評価されておらず、事実上無償であるなど、令和3年度報酬改定で基本報酬算定構造の見直しが図られたものの、未だ安定的な事業所運営が困難な報酬体系となっている。

特に、大規模自治体においては、報酬体系に起因する計画相談支援事業所、相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を利用できず、自ら「セルフプラン」を作成せざるを得ない状況が続いており、神奈川県や大阪府では4割を超えるなど、指定都市を抱える道府県においてセルフプラン率が高止まりしている。

障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現にむけて、障害者一人ひとりの生活にきめ細かく伴走していく支援とするため、専任体制で安定した事業運営を行える報酬体系の構築が必要である。また、高い行政能力や都市機能を有する指定都市は、地域を牽引する役割を担っており、地域の状況を踏まえ、限られた行政資源を広域的かつ効率的に活用することで、地域における障害者支援をさらに充実することが可能である。このことから、指定都市市長会として、以下のとおり提言する。

1 計画相談支援の報酬算定構造の見直し

質の高い相談支援の提供を行うためには、基本報酬を上げて専任体制の構築をすることが重要であることから、毎月、利用者一人あたりで算定する一定の基本報酬月額を設定するなど、相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援について、継続的に評価されるよう、計画相談支援の報酬算定構造の見直しを行うこと。

2 地域における障害者支援体制の構築

基礎自治体として現場力を有する指定都市が、地域の実情に応じて、近隣の小規模自治体と連携して障害者支援を行うことができるよう、必要な財政措置を含めた仕組みを構築すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けた 指定都市市長会提言

国をあげて少子化対策に取り組んできている中、令和3年の出生数は明治32年の人口動態調査開始以来最少となる81万1622人となった。少子化に歯止めをかけるため、また、こどもの健やかな成長を地域社会全体で後押しするためには、妊娠前から年齢や制度の壁を越えて、こどもと子育て家庭へのより一層手厚い支援が必要である。

加えて、孤独、孤立、虐待、ヤングケアラー等、こどもと子育て家庭の抱える課題は、家族の状況や経済的事情など様々な要因により深刻化・複合化しており、こどもを取り巻く困難な状況に対しても、今まで以上にきめ細かな切れ目ない支援が必要となっている。

こうした中、国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、「こどもまんなか社会」の実現に向けて専一に取り組む「こども家庭庁」の設置に向け、令和4年6月に「こども家庭庁設置法」を制定した。

基礎自治体として、多くのこどもと子育て家庭に対し身近な行政サービスを直接提供し、かつ広い権限を有する指定都市においては、これまでも幅広いこども施策を展開しており、この度、「こども・子育て支援施策に関する各市の先進的な取組」として事例集を作成し、取組を共有したところである。

今般のこども家庭庁の設立という大きな局面にあたり、国と指定都市がさらに連携して、課題に取り組んでいく必要がある。誰ひとり取り残さない持続可能な「こどもまんなか社会」の実現に向けて、下記のとおり提言する。

記

- 1 深刻化・複合化していく課題に取り組み、こどもと子育て家庭へのきめ細かな切れ目ない支援を実施するため、指定都市をはじめ各地方自治体の実情に応じた施策や先進的な取組に対し、人的・財政的支援を図ること。
- 2 こども医療費助成制度など全国統一的に実施すべき施策については、国の責任において、安定的な財源を確保し、着実な推進を図ること。
- 3 引き続き指定都市との意見交換の場を持ち、指定都市の意見を施策に反映できるよう連携すること。また、行政機関のみならず、地域のNPOや関係機関が協働してそれぞれの役割を主体的に果たしていけるような仕組みをつくること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の改善に関する指定都市市長会要望

2020年10月、我が国は、国際社会へ向けて、2050年カーボンニュートラルを宣言し、2021年4月には、カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

また、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた方策を検討する「国・地方脱炭素実現会議」においては、地域課題を解決し、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）が2021年6月に策定された。

ロードマップでは、2025年までの集中期間に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施することなどにより、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとされている。

そして、同年10月に改訂された地球温暖化対策計画には、脱炭素先行地域や重点対策などの脱炭素事業に意欲的に取り組む自治体等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直す考えが盛り込まれ、令和4年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）が創設された。

こうした中、我が国の総人口の約2割に相当する2千7百万人以上が居住し、産業が集積する指定都市は、ロードマップの推進に率先して取り組み、全国の自治体の先導的役割を担い、地域の脱炭素化をけん引することが求められており、特に、脱炭素先行地域に関しては、令和4年度の第1回及び第2回の募集に応募し選定された10都市を始め、全指定都市が今後の取組へ意向を示しているところである。

については、地域の脱炭素化を強く後押しする仕組みとして、交付金をさらに充実した制度としていただくよう、以下のとおり要望する。

1 指定都市の実情に即した支援

(1) 交付金の上限額の引上げ

人口や産業・経済活動が集中する指定都市が取組を進めるにあたっては、省エネ化する建築物や導入する再エネ設備など、事業の規模が必然的に大きくなることから、自治体の規模によらず一律とされている交付金の上限額について、指定都市の実情に即した設定へ見直すこと。

(2) 大都市特有の課題への配慮

人口密度や土地利用状況等から再エネ発電施設の立地面に制約の多い大都市において、再エネの導入拡大のための有効な方策となり得る、オフサイト型太陽光発電設備やソーラーカーポートについて、交付金の適用範囲を広げるなど、大都市特有の課題にも配慮した運用へ見直すこと。

2 独自性や先進性の高い取組への支援

自治体が、地域特性等も踏まえ、創意工夫のもとに独自性や先進性の高い取組を積極的に展開しやすいよう、交付金の適用範囲や要件については、より幅広い設定にするなど、弾力的な運用へ見直すこと。

3 継続的かつ包括的な支援

「複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築」するという、交付金の創設趣旨に照らし、自治体が計画的かつ継続的に取組を推進できるよう、事業計画期間内の交付額が確実に担保される仕組みとすること。

また、交付率が最大4分の3に上るといった、交付金のメリットをより有効に活用できるよう、各省庁補助金等とのすみ分けは極力緩やかな取り扱いとすること。加えて、各省庁補助金等との間に制度的な狭間が生じないよう配慮すること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

持続可能な救急医療体制の確保に向けた指定都市市長会要望

近年、救急医療の需要は益々高まっており、全国では、令和元年は救急出動件数及び搬送人員ともに過去最多となった。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅減となったものの、令和3年は増加基調となっており、コロナ禍以前の水準に戻りつつある。

また、救急搬送患者に占める高齢者の割合も年々、増加傾向にあり、令和元年は全搬送人員の約6割を65歳以上の高齢者が占めている。2025年度には団塊世代が75歳以上となり、2040年頃まで高齢者の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中、こうした救急患者の高齢化は加速するものと考えられる。

高齢者が急病で救急搬送となった場合、複数の基礎疾患や合併症等により幅広い診療が必要となることが多く、受入先医療機関の選定が困難となる傾向が強い。また、救急搬送後の症状の慢性化・重症化等により入院が長期化することが多いほか、単身世帯や要介護等の理由で退院先が決まらない、いわゆる「出口問題」もあり、新たな救急患者を受け入れるための病床に空きが生じにくい現状となっている。

さらに、大学病院等からの派遣によって医師を確保してきた医療機関では、令和6年度に本格的に施行される「医師の働き方改革」によって、救急当番体制等の維持が困難となることが見込まれ、地域における救急医療体制の確保に深刻な懸念が生じている。

救急医療体制の確保にかかる財政支援については、平成17年の三位一体改革等に伴い、二次救急医療体制（病院群輪番制等）の運営費補助について一般財源化され、地域の実情に応じて体制を整備することとされてきたところだが、前述した情勢の変化により、従来の支援のみでは、新たな課題への対応や持続的な救急医療体制の確保が困難となっている。

特に、指定都市においては、他の市町村に比べて人口減少が穏やかであるにも関わらず急速な高齢化が見込まれることや、二次救急医療機関が比較的充実しているため他市町村からの患者を多く受け入れていることで圏域全体の救急医療を懸命に支えている現状もあり、限りある医療資源を有効活用するため、救急医療体制の確保にかかる支援等の充実が必要と考える。

については、持続可能な救急医療体制の確保に向け、下記のとおり要望する。

記

- 1 二次救急体制（病院群輪番制等）の運営にかかる医療機関への支援を拡充するため、必要な財政措置を講ずること。

- 2 高齢の救急患者等にかかる「出口問題」の解決のため、以下の措置を講ずること。
 - (1) 退院困難な要因を有する救急患者を受け入れた医療機関や、救急医療機関との連携により救急搬送患者の転院を速やかに受け入れた医療機関に対して、必要な財政措置を講ずること。
 - (2) 救急搬送患者の転院搬送のための車両の確保費用や同乗する医師・救急救命士等の人件費に相当する補助等を実施するため、必要な財政措置を講ずること。
 - (3) 救急患者情報や医療機関の応需情報を収集するシステム（救急医療情報システム）だけでなく、救急搬送患者の転院搬送を支援するためのシステムの開発・運営等についても、医療提供体制推進事業費補助金（救急医療対策事業費）の補助対象となるよう必要な措置を講ずること。

- 3 「医師の働き方改革」について、救急医療にかかる地域の中核的な医療機関に対する大学病院等からの医師派遣が滞ることのないよう、勤務間インターバルの確保等にかかる適切な助言・指導や地域の実情に応じたタスクシフト支援など、必要な措置を講ずること。

令和 年 月 日
指定都市市長会

教師不足対応に関する指定都市市長会要請

Society5.0時代の到来や新型コロナウイルス感染症など予測困難な時代を迎えるにあたり、学校教育では、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。そのため、学習指導要領の着実な実施や、GIGAスクール構想の実現、学校における働き方改革を推進する一方で、教員の養成や採用、研修の高度化など、必要な改革を躊躇なく断行しながら、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現していく必要がある。

現下の学校教育現場では、特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒の増加など子どもたちの多様化とともに、貧困、いじめの重大事案や不登校児童生徒数の増加など課題が複雑化しているとともに、中学校や高校においては生徒の学習意欲の低下がみられるところである。また、本来家庭や地域でなすべきことを学校が担っており、結果として学校や教師の負担が増大している。学校における働き方改革は徐々に成果が表れつつあるものの、依然として長時間勤務は解消されず、長時間勤務も一つの要因として考えられる教員の精神疾患による病気休職者数については、全教育職員数の約0.6%にあたる年間5,000人台で推移している。

人材確保に関しては、今年1月、文部科学省が取りまとめた教師不足に関する実態調査によると、令和3年5月1日時点で2,065人も教師が不足するという憂慮すべき実態が明らかになった。また、公立学校の教員採用試験の競争率は平成12年度の13.3倍をピークに年々下がり、令和4年度は3.7倍と過去最低の水準まで低下した。受験者数についても前年度と比較して7,876人減少しており、受験者数減により、質の高い教師の確保も難しくなるところである。

このような状況が続けば、子どもたちの学習環境の維持向上に支障をきたすばかりでなく、将来教師を目指す人材確保にさらに影響を及ぼすなど、「令和の日本型学校教育」の実現に多大な影響がある。今後、指定都市が教師不足の解消に向け、指導環境の改善等による人材確保の取組をさらに加速させていくにあたり、以下の事項について早急の実施するよう要請する。

- 1 教職員定数の更なる改善策として、学級編制の標準改定にあたっては、中学校における改定も併せて行い、他の加配からの振替によることのないように進めるとともに、将来を見据えた採用計画とするため、中学校における学級編制の標準改定は可能な限り早期に決定すること。

また、小学校高学年における教科担任制のための加配定数を計画どおりに配置するとともに、教科担任制の実施が授業の質の向上や働き方改革に資する観点から、加

配定数での措置ではなく、恒常的に教科担任制が実施できる体制整備に向けて、教科担任制のメリットや課題を全国から集約するなど、各自治体と連携して取り組みを進めること。

さらに、指導方法の工夫改善や、子どもたちを取り巻く環境の多様化や様々な課題に対応するための加配をさらに増加させるとともに、必要な財政措置を講ずること。

2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家の養成を図るとともに、これら専門家を教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。

3 特別支援学校の学級編制及び教職員配置については、在籍児童生徒の増加に加え、障害が重度・重複化、多様化していることから、よりきめ細かな教育を推進していきけるよう、定数配置基準の見直しを行うこと。

さらに、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた教育の拡充のため、新たに理学療法士や医療的ケア看護職員など専門家にかかる定数措置を講ずること。

4 小・中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る定数措置については、特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒の増加に伴い、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を推進していきけるよう、特別支援学級においては障害の区分ごとに各学年の児童又は生徒の数を8で除した数を標準学級とする国の学級編制の標準、また通級による指導においては「障害に応じた特別の指導であって政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ1/3を乗じて得た数の合計数」とする国の教職員定数の標準の緩和を図ること。

5 公立学校に在籍する外国人児童生徒等の今後の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の基礎定数化に伴う児童生徒18人に1人とされている国の教職員定数の標準の緩和及び年度後半の受入対応も考慮した定数加配措置の充実を図ること。

6 育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合や、年度途中で出産休暇等を取得する教職員の代替者を年度当初に任用した場合にも、算定基礎定数に含め、国庫負担金の対象とすること。

また、育児短時間勤務制度についても、その取得希望増加に応えつつ、学校体制の維持を図るため、短時間勤務者は、週当たり勤務時間数がおよそ半分となることから、

定数上0.5と数えることとし、補充を入れずに、2人で定数1とすることも可能とすることなど制度の拡充を図ること。

- 7 教職調整額について、現在の教員の勤務実態を踏まえた上で、現在検討されている一律支給の見直しや新たな手当の創設等、実態に見合った制度への見直しを早急に行うとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 8 教育現場において重要な役割を担っている臨時的任用教員が不足している現状を解消するため、地域の実状に応じた臨時的任用教員の処遇改善を図るための特例交付金や新たな手当等を早急に創設するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- 9 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革において、持続可能な活動機会を確保するためにも、休日だけでなく平日も含めた地域移行の実現可能性の高い制度設計に取り組むこと。
- 10 部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、スクールロイヤー等の配置や部活動の地域移行など、教員の負担軽減のための施策について、配置拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び補助率の嵩上げ、兼職兼業により必要となった割増賃金への補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材（報償費による有償ボランティア）を活用した事業等の補助対象を拡大するなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択しうる制度となるよう、より一層の財政措置を講ずること。
- 11 教職の魅力向上に向け、教員を志す大学生や社会人のみならず、小学生や中学生、高校生及びその保護者への教職の魅力を積極的に発信する啓発キャンペーン活動の展開等、全国規模での広報活動に取り組むこと。

令和 年 月 日
指定都市市長会

多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、65 年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などの課題や圏域全体の活性化・発展のけん引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市（通称「特別市」）」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市は、二重行政の完全な解消による市民サービスの向上はもとより、東京一極集中の是正や圏域の発展、日本の国際競争力の強化に繋がるものであり、その効果を日本全体に広げることで、持続可能な地域社会や多極分散型社会の実現など日本の成長のエンジンとなるものである。

大都市制度について検討がなされた第 30 次地方制度調査会の答申においても、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、制度創設に向けた検討が全く進んでいない状況であるだけでなく、当面の対応とされた道府県から指定都市への事務と税財源の移譲についても遅々として進められていない。また、特別市など大都市制度に対する市民の理解は深まっておらず、指定都市市長会としても意義やメリットを整理し伝えていくことで、市民の理解を高めていく必要がある。

このような状況を踏まえ、指定都市市長会では「多様な大都市制度実現プロジェクト」を立ち上げ、令和 3 年 11 月に特別市の必要性や効果、法制化案等について最終報告を取りまとめるとともに、令和 4 年度と同プロジェクトにおいて、特別市制度の法制化など多様な大都市制度実現に向けた機運醸成の取組等を進めている。

また、第 33 次地方制度調査会では、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制

度のあり方について、調査審議が行われているところであり、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進めるとされたところである。これらの検討にあたっては、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市が、将来にわたってその責任と役割を存分に果たすため、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言をしている特別市制度の法制化を含めた多様な大都市制度のあり方についても議論がなされることが不可欠である。

については、大都市制度の議論を加速させ、特別市制度の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、下記のとおり提言を行う。

記

- 1 特別市は、第 30 次地方制度調査会の答申で検討の意義が認められており、令和 3 年 11 月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告を踏まえ、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、特別市制度の法制化に向け議論の加速化を図ること。
- 2 同答申に基づく当面の対応として、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和 年 月 日
指定都市市長会